

ベトナムの改正知的財産法の概要に ついて（意匠・商標、共通事項編）



阿部・井窪・片山法律事務所

弁理士 岡田 貴子

岡田氏は、阿部・井窪・片山法律事務所における知的財産部門の商標・意匠グループ統括弁理士として、国内外の意匠・商標出願業務をはじめ、模倣品対策や無効・取消・侵害訴訟対応まで幅広い業務を担当している。2006年から2007年にかけて、ベトナムハノイ市の特許法律事務所における研修勤務の経験がある。

【概要】

2022年6月16日、ベトナム国会において「知的財産法の改正及び補足に関する法律」第07/2022/QH15号（以下、「2022年知的財産法」という。）が成立した。

改正の趣旨は、現行知的財産法（2005年知的財産法（法律第50/2005/QH11号（2006年7月1日施行）を改正した法律36/2009/QH12号（2010年1月1日施行））、以下、「現行法」という。）の明確化、ベトナムが近年加盟した条約、すなわち、環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定（CPTPP）、EU・ベトナム自由貿易協定（EVFTA）および地域的な包括的経済連携協定（RCEP）の遵守規定を盛り込むことが目的である。

2022年知的財産法の施行時期は2023年1月1日である。なお、音商標の保護に関する規定については2022年1月14日に遡って施行、また農薬に使われる試験データの保護に関する規定については2024年1月14日からの施行となる。

2022年知的財産法では、約100条の修正が行われ、新ルールの導入に加えて現行法の不明確な点や下位法令規定事項の明確化等、多岐の修正がなされているところ、本稿では紙面の関係上、産業財産権（意匠、商標および三法共通事項）に係る改正ポイントの概略を紹介する。

なお、2022年知的財産法施行に向けて、現在、管轄官庁であるベトナム科学技術省主導により下位法令（省令、通達等）が制定されている。当該2022年知的財産法の具体的運用に関しては、当該下位法令の動向に留意する必要がある。

本稿作成にあたり、2022年知的財産法の和訳については、ソースに挙げたJICAウェブサイトの日本語仮訳を用いた。

【詳細】

1. 意匠

1.1 意匠の定義（2022年知的財産法第4条第13項の改正）

「工業意匠とは、形状、線、寸法、色彩もしくはそれらの組合せにより表現された製品、または複合製品の組立部品の外観であり、その製品または複合製品を使用する際に見える外観をいう。」と改正され、「複合製品の組立部品」という語が追加されたこと、そして改正前から「外観」の語が用いられていたが更に「使用する際に見える」（視覚性）という要件が明記された。

「複合製品の組立部品」が保護対象に入ったが、日本の意匠法の下での「部分意匠」とは異なる可能性が高く、改正前より保護対象であった部品の意匠（例えば、物品名「バンパー」の全体意匠）とどのように異なるのか、完成品を構成する部品の意匠（例えば、物品を「自動車」とするバンパー部分の部分意匠）が保護対象になるのか、保護対象になるとすれば図面でどのように特定すべきか等の点について、今後制定される下位法令の規定に留意する必要がある。なお、完成品から分離することができない物品の一部や、独立した流通が不可能な部品、さらには分離可能性・独立流通性を備えていても完成品の外観から視認できない複合製品の組立部品（例えば、自動車のエンジンや腕時計のムーブメント）は、保護されない可能性があることにも留意が必要である。

1.2 意匠登録出願の方式要件（2022年知的財産法第103条）

2022年知的財産法において、保護を求める意匠を特定する書類は、意匠の一組の写真または図面、ならびに写真または図面により表された意匠に関する説明書と

され、意匠の説明書は一組の写真または図面を順に記載し、出願に係る意匠の形態の特徴を記載しなければならないと規定された。

改正前に意匠の説明書の一部を構成していた「意匠の保護範囲」（phạm vi bảo hộ kiểu dáng công nghiệp、意匠のクレーム）に関する言及はなくなった。

1.3 意匠の公開延期（2022 年知的財産法第 110 条第 3 項）

2022 年知的財産法では、出願人が出願と同時に申立てることにより、工業意匠の登録出願の公開を出願日から最大で 7 か月まで延長することができることになった。

なお、ベトナムにおける意匠登録出願は、方式審査を経て受理された日から 2 月以内に公開されるのが原則であり、登録後に公開されるわけではないことに注意が必要である。

さらに、公開延期した場合に意匠出願の実体審査はどのような扱いになるのか（審査が一時保留となるのか、それとも実体審査は進んでいくのか）という点も今後制定される下位法令の規定に留意する必要がある。

1.4 国際登録の効力（2022 年知的財産法第 93 条 9 項）

ハーグ協定に基づく国際出願について、ベトナムは拒絶の通報期間を国際公表から 6 か月としているため、保護認容決定をした日、または国際事務局が当該工業意匠の国際登録を公表した日から 6 か月が経過した日の翌日のうち、どちらか早い日から当該国際登録の効力が生じることを明確化した。

2. 商標

2.1 音商標（2022 年知的財産法第 72 条 1 項、第 73 条 1 項、第 105 条 2 項）

2022 年知的財産法第 72 条 1 項において、保護対象となる標章の 1 つにグラフィック形式で表現された音商標が加わった。

それに伴い、第 73 条 1 項において「ベトナム社会主義共和国および他国の国旗、国章、国歌並びに国際讃歌と同一または混同を生じる程に類似の標識」が保護対象

外となることが明示された。なお、国際讃歌とはいわゆる「インターナショナル」のことを指す。

また、音商標の願書における特定は、電子データの音ファイル並びに音をグラフィック形式で表したものによるものとするのが第 105 条 2 項に規定された。「グラフィック形式」とは五線譜による特定が典型的な例として想定されているとの情報を得ているが、今後制定される下位法令の規定に留意する必要がある。

2.2 立体商標における不登録事由の補足・明確化（2022 年知的財産法第 73 条 6 項および 7 項、第 74 条 2b および 2c）

商品固有の形状や、商品の技術的特徴によって要求される形状からなる標章（第 73 条 6 項）、著作物の複製物を含む標章（第 73 条 7 項、ただし著作権者の許諾を得た場合には例外とする）は保護対象外となることが規定された。

商品もしくはその一部の通常の形態、商品の包装もしくは梱包であって、商標出願の前から広くかつ頻繁に使用され、一般に知られているもの（第 74 条 2b）や、商品に付加価値を与える標章（第 74 条 2c、ただし、商標出願前に使用を通じて識別性を獲得している商標を除く）は識別力がないとされることが規定された。

商品に付加価値を与える標章（第 74 条 2c）を識別力なしとした趣旨としては、意匠権の保護対象と商標権の保護対象との境界を定めることにあると思われる。

2.3 周知商標（2022 年知的財産法第 4 条 20 項、第 75 条）

2022 年知的財産法では周知商標の定義が変更され、周知商標はベトナム国内の公衆の関連部門の一部に広く知られている商標であると規定された（第 4 条 20 項）。また、改正前からある周知商標の判断基準のうち、いくつかまたはそのすべてを参酌すると規定された（第 75 条）。

2.4 商標権消滅後の他人の登録排除期間の短期化（2022 年知的財産法第 74 条 2 項 h 号）

従来は登録商標に係る商標権消滅後 5 年間は、同一類似の商品役務を指定する同一類似の他人の後願商標の登録を排除できる期間とされていたが、その期間は 3

年間に短縮された。ただし、現行法第 95 条 1 項（改正なし）で定める不使用取消の要件となる不使用期間は 5 年のまま維持された。例えば、先願商標が 2020 年 1 月に更新されず消滅していれば、2023 年 1 月以降に後願は先願商標が引用されることなく、登録されうることになる。先願商標が 2020 年 1 月に不使用状態に陥っていた場合、不使用取消審判を請求できるのは 2025 年 1 月以降となる。不使用取消審判を経て先願商標が取り消された場合には、第 74 条 2 項 h 号の適用除外となり、3 年経過を待たずに後願商標は登録されうる。

2.5 審査の一時保留（2022 年知的財産法第 117 条 3 項 b）

2022 年知的財産法では、引用商標が無効・不使用取消審判係属中の場合には、後願商標の審査の一時保留を出願人が上申できることが規定された。

2.6 商標の使用による顕著性判断の基準時の明確化（2022 年知的財産法第 74 条 2 項 a～p 項）

改正前より知的財産法第 74 条 2 項において識別力があるとみなさない商標を規定しているが、適用除外とするか否かは出願時を基準に判断することを明確化した。

2.7 拒絶理由（2022 年知的財産法第 117 条 1 項 b 号、第 117 条 3 項 c 号）

2022 年知的財産法では、不正に商標登録をすること、すなわち「悪意（Bad Faith）をもって」行われた商標出願について拒絶理由として規定した。2022 年知的財産法第 96 条 1 項 a で無効理由にもなっている。

2.8 商標の使用の定義の補足（2022 年知的財産法第 124 条 5 項 b 号）

改正前「保護された標章を付している商品を流通させ、または提供し、広告し、販売用に保管すること」が 2022 年知的財産法では「保護された標章を付している製品の販売、発売、販売用の広告、販売のための展示、販売のための保管、および運送をすること。」に改正され、「販売のための展示」や「運送」が使用行為に定義された。

2.9 国際登録の効力（2022 年知的財産法第 93 条 8 項）

マドリッド協定議定書（マドリッドプロトコル）による標章の国際登録については、拒絶の通報期間をベトナムは指定国通報から 12 か月としているため、保護認容決定をした日、または指定国通報から 12 か月が経過した日の翌日のうち、どちらか早い日から当該国際登録の効力が生じることを明確化した。

3. 三法共通事項

3.1 拒絶理由（2022 年知的財産法第 117 条 1 項）

拒絶理由に関し、登録出願の対象物が保護要件を満たしていない場合（第 117 条 1 項 a）、出願人が登録を受ける権利を有しない場合（第 117 条 1 項 b）、最先の出願日、または最先の優先日を有する場合でない場合（第 117 条 1 項 c）、補正が要旨変更該当する場合（第 117 条 1 項 dd）、は拒絶理由に該当する旨が規定された。

登録出願の対象物が保護要件を満たしていない場合（第 117 条 1 項 a）については、科学技術省通達 01/2007/TT-BKHCHN（改正後統合版）の 13.2（g）において、「知的財産法第 59 条 発明として保護されない主題」、「知的財産法第 64 条 工業意匠として保護されない主題」および「知的財産法第 73 条 標章として保護されない標識」に該当する場合には、方式要件違反として規定されていたものを、拒絶理由として明確化しつつ包括的に規定したものである。

登録を受ける権利を有しないこと（第 117 条 1 項 b）については、科学技術省通達 01/2007/TT-BKHCHN（改正後統合版）の 2.2 に規定されていたものを、拒絶理由として明確化したものである。なお、第 117 条 1 項 b において新たに規定された拒絶理由「不正に商標登録をした場合」については、本稿 2.7 を参照されたい。

登録を受ける権利の帰属については、改正前から現行法第 86 条に規定されており、改正法により国家予算を使用した科学および技術に関する任務の遂行によって創作された発明、工業意匠、回路配置の登録を受ける権利は自動的にかつ無償で主務官庁に属することが新たに規定された（2022 年知的財産法第 82a 条）。

最先の出願日、または最先の優先日を有する場合でない場合(第 117 条 1 項 c)については、科学技術省通達 01/2007/TT-BKHCHN (改正後統合版) の 15.6 (dd) (i)において拒絶理由通知の対象と規定されていたものを、拒絶理由として明確化したものである。

第 117 条 1 項 d では、同日出願について協議不成立の場合には拒絶理由になる旨が改正前から第 90 条 3 項に規定されていたものを、拒絶理由として明確化したものである。

第 117 条 1 項 dd は、補正が要旨変更該当する場合については、科学技術省通達 01/2007/TT-BKHCHN (改正後統合版) の 17.1 (c)に補正が認められない旨規定されていたものを、拒絶理由として明確化したものである。

3.2 無効理由 (2022 年知的財産法第 96 条 2 項 a, b, c 号)

第 96 条 2 項 a では、出願人が登録を受ける権利を有しないことを無効理由とした。第 117 条 1 項 b において規定する拒絶理由と同様である。

第 96 条 2 項 b においては、第 8 条の公益的理由および現行法第 III 部第 VII 章において規定する工業所有権の保護に係る要件を満たしていないことを無効理由とした。

第 96 条 2 項 c では、補正が要旨変更該当する場合を無効理由とした。2022 年知的財産法第 117 条 1 項 dd において規定する拒絶理由と同様である。

3.3 異議申立 (2022 年知的財産法第 112a 条)

従来からあった第三者意見提供 (112 条、公開から登録までの期間いつでも可能)に加え、異議申立制度 (112a 条) が導入された。異議申立期間は、特許出願については公開日から 9 か月以内、意匠出願については公開日から 4 か月以内、商標出願については公開日から 5 か月以内とされた。如何なる第三者も、登録査定の前に異議申立ができると規定されている。「付与前異議」という制度であることに留意が必要である。第三者意見提供と付与前異議をどのように使い分けるべきなのかは、今後制定される下位法令の規定に留意する必要がある。

3.4 権利の消尽（2022 年知的財産法第 125 条 2 項 b 号）

改正前の現行法第 125 条 2 項 b 号では、「標章所有者またはその使用権者以外の者により外国市場に投入された製品を除き、外国市場を含む市場に適法に投入された製品を流通させ、輸入し、その使用を実施すること」に対しては権利行使の対象外と規定されていたが、2022 年知的財産法では「工業所有権の所有者、強制的決定により使用権を譲渡する場合を含む実施（使用）権者、または本法に定める先使用権の所有者によって外国市場を含む市場に投入された製品を流通させること、並びに当該製品の輸入および使用をすること。」と変更された。これにより商標権、特許権、意匠権ともに、正当な権原を持つもの（権利者、強制実施権者を含む実施（使用）権者、先使用権者）が適法に外国市場を含む市場に投入した製品については、権利行使の対象外となることが明確化された。

3.5 知的所有権の保護に係る措置（2022 年知的財産法第 198 条 1 項(b)）

第 198 条 1 項(b)において、知的財産権を侵害された権利者が請求可能な措置として、「知的財産権を侵害する組織または個人に対して当該行為の終了、電気通信ネットワークおよびインターネットでの侵害内容の削除、謝罪、公的な是正し、および損害に対する補償を請求すること。」が追加された。

3.6 施行日と経過措置（知的財産法の諸条項の改正および補足に係る法律第 3 条および第 4 条）

2022 年知的財産法は 2023 年 1 月 1 日から施行する。音商標の保護に関する規定は、2022 年 1 月 14 日から施行する。2022 年知的財産法の施行日の前に、国家知的財産庁に提出された発明、工業意匠、商標、地理的表示の登録出願は、出願日に効力を有する法律によって引き続き処理されるものとする。

改正後の意匠の定義（2022 年知的財産法第 4 条 13 項）は 2020 年 8 月 1 日以降に工業意匠の登録出願を提出し、本法の施行日時点で保護証書および拒否通知がない場合に対して適用されるものとする。

施行日に特許または拒絶査定を受けていない発明の登録出願について、当該発明に係る安全保障に関する管理措置の実施は、2022年知的財産法第89a条によるものとする。

その他、施行日前に出願されたものについて遡及的に適用される規定があることに留意が必要となる。

【ソース】

・知的財産法の改正及び補足に関する法律第07/2022/QH15号（日本語仮訳：JICA ウェブサイト）

https://www.jica.go.jp/project/vietnam/059/materials/lqgpft0000005lvu-att/vietnam-tizaihou_amendment.pdf

・2005年知的財産法（法律第50/2005/QH11号）（日本語仮訳：日本国特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/vietnam-tizaihou.pdf>

・科学技術省通達01_2007_TT-BKHcn（改正統合版）-1, 2（産業財産権に関する省令）

<https://congbao.chinhphu.vn/loi-dung-van-ban-so-07-vbhn-bkhcn-26697?cbid=22752>

<https://congbao.chinhphu.vn/loi-dung-van-ban-so-07-vbhn-bkhcn-26697?cbid=22755>

・ベトナム国家知財庁（IP Vietnam）ウェブサイト

https://www.ipvietnam.gov.vn/vi_VN/web/guest/tin-tuc-su-kien/-/asset_publisher/7xsjBfqhCDAV/content/quoc-hoi-thong-qua-luat-shtt-sua-doi

https://www.ipvietnam.gov.vn/vi_VN/web/guest/tin-tuc-su-kien/-/asset_publisher/7xsjBfqhCDAV/content/nhung-iem-moi-cua-luat-sua-oi-bo-sung-mot-so-ieu-cua-luat-so-huu-tri-tue

・ベトナム国家知財庁（IP Vietnam）主催外部セミナー資料（越語、英語仮訳：
JICA ウェブサイト）

<https://www.jica.go.jp/project/vietnam/059/materials/index.html>

・知的財産研究所（VIPRI）セミナー（議事録）（JICA ウェブサイト）

<http://vipri.gov.vn/tin-tuc/shtt-trong-nuoc/toa-dam-trao-doi-thong-tin-ve-luat-so-huu-tri-tue-sua-doi-bo-sung-nam-2022-43908>

<https://www.jica.go.jp/project/vietnam/059/news/20220930.html>

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）